

器具・容器包装のポジティブリスト制度 施行スケジュール等について

改正食品衛生法施行スケジュール

平成30年11月現在

		2018年 7～12月	2019年 1～6月	2019年 7～12月	2020年 1～6月
①広域連携	関係機関との調整	8月 パブコメ 11～12月 省令・監視指導指針公布	→ 施行 協議会開催 第1回 要領等決定		
②HACCP	業界との調整 検討会開催		WTO通報 → パブコメ →	政省令公布 ---> 引き続き技術検討会で手引書作成 自治体条例改正	施行 ※2021年まで 現行基準適用
③営業許可	検討会開催		WTO通報 → パブコメ →	政省令公布 ---> 自治体条例改正 システム開発	※2021年 施行
④リコール	業界、自治体との調整 自治体向け説明会		WTO通報 → パブコメ →	政省令公布 ---> 自治体条例改正 システム開発	※2021年 施行
⑤輸出入	原案作成		WTO通報 → パブコメ →		施行 ※2021年まで 現行基準適用
⑥指定成分	厚労科研等 業界との調整		薬食審・食安委 →	WTO通報 パブコメ → 省令・告示公布	施行
⑦容器包装	業界との調整 検討会開催		WTO通報 → パブコメ →	政省令公布 → 薬食審・食安委 → WTO通報 パブコメ → 省令・告示公布	施行

器具・容器包装のポジティブリスト(告示)の収載について

事業者及び団体を通じて物質を把握
ポジティブリスト(告示)案 作成作業

2019年5～6月

告示(ポジティブリスト)案 器具・容器包装部会、食品衛生分科会審議

2019年夏

告示(ポジティブリスト)案 パブリックコメント、WTO通報

2019年8月頃

食品安全委員会へ評価依頼

追加収載が必要な物質を把握
ポジティブリスト(告示) 最終化作業

必要に応じて

ポジティブリスト(告示)案 器具・容器包装部会、食品衛生分科会審議

2019年12月

ポジティブリスト(告示)公示

2020年6月(公布から2年以内)

ポジティブリスト制度開始(改正法施行)